

決議（案）

下関北九州道路は、既存道路ネットワークの課題の解消や関門トンネル・関門橋の代替機能の確保、さらには循環型ネットワーク形成による関門地域の一体的発展のために必要な道路である。

このため、昨年度より、山口県、下関市、福岡県、北九州市の地元自治体や地元経済界において、「下関北九州道路調査検討会」を設置し、国土交通省から予算や技術的な支援を受けながら、概略ルート、構造形式、整備手法の3つの観点から具体的な調査検討が精力的に進められている。

下関北九州道路を早期に実現するためには、2県2市、地元経済界の協力のもと、事業化に向けた次の調査検討の段階である国による計画段階評価等の手続きに早期に移行する必要がある。また、あわせて早期整備を図るため、PFIの活用など官民連携による効果的な整備手法の検討も促進する必要がある。

一方、今通常国会において成立した「道路法等の一部を改正する法律」において、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、道路の機能強化や重点支援を行う制度が創設されたところである。下関北九州道路は、本州や九州の玄関口として大きな役割を担う関門地域において、多様な物流拠点を結びつける特に重要な道路であり、重要物流道路に位置づけることが必要である。

これらを踏まえ、我々は、本会の総意に基づき、下記の事項について強く要望するものである。

記

1. 事業化に向け、国による計画段階評価などの手続きに早期に移行すること
2. 早期整備を図るため、PFIの活用など官民連携による効果的な整備手法の検討を促進すること
3. 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するための重要物流道路として位置付けること

以上、決議する。

平成30年11月2日

下関北九州道路の整備促進を図る参議院議員の会